

一般社団法人 大東・四條畷医師会

大東・四條畷あんしんネット 運用規約

(本規約の目的)

第1条 この運用規約は、大東市・四條畷市におけるICTを活用した在宅医療・介護情報連携システムである大東・四條畷あんしんネットで使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、大東・四條畷あんしんネットを適正に利用することに資することを目的とする。

(大東・四條畷あんしんネットの目的)

第2条 大東・四條畷あんしんネットの目的は、大東市・四條畷市の医療・介護に関わる多職種間において、ICT を用いたコミュニケーションを行うことで、お互いの連携を深め、地域の医療・看護・介護の質を向上させ、最終的には地域包括ケアシステムの構築と発展に貢献することである。

(大東・四條畷あんしんネットで使用する ICT システム)

第3条 大東・四條畷あんしんネットでは、ICT システムとして、エンブレース株式会社が運営する完全非公開型医療介護専用 SNS「メディカルケアステーション」（以下、「MCS」という）を利用する。

(大東・四條畷あんしんネットの位置付け)

第4条 大東・四條畷あんしんネットはコミュニケーションのための連絡手段であり、診療、看護、介護等の記録ではない。大東・四條畷あんしんネットは、「顔の見える関係」を基盤とした上で、従来の連絡手段を補完、補強する形で利用する。

(他の連絡手段との使い分け)

第5条 状況に応じて、電話、FAX、面談など他の連絡手段との使い分けや併用を行う。特に、緊急の用件では、大東・四條畷あんしんネットのみの連絡は行わないで、電話を利用する。

(実施主体)

第6条 大東・四條畷あんしんネットの実施主体は一般社団法人 大東・四條畷医師会とする。

(運営・管理)

第7条 大東・四條畷あんしんネットの運営、管理に関する協議は、一般社団法人 大東・四條畷医師会、大東市高齢介護室、くすのき広域連合四條畷支所（四條畷市高齢福祉課）が行うものとする。

(利用の対象者)

第8条 以下に掲げる者の内、大東・四條畷医師会長が認める者。

- (1) 大東・四條畷あんしんネット運用規約に同意する、大東市・四條畷市内の医療機関及び、大東市・四條畷市内に所在する事業所の医療・介護従事者。
- (2) 大東・四條畷あんしんネット運用規約に同意する、大東市・四條畷市内の患者に関わる近隣他府県の医療・介護従事者。
- (3) 大東・四條畷あんしんネット運用規約に同意する、大東・四條畷 医療・介護連携推進協議会およびワーキンググループ委員。

(利用対象者以外の本システムの利用について)

第9条 第8条で規定されている大東・四條畷あんしんネット利用対象者が MCS (「患者グループ」「自由グループ」「つながり」) を利用することができる。

2 以下の者の本システムの利用及び参加を禁止する。

(1) 患者、利用者及びその家族

(2) その他、第8条に該当しない者

3 大東・四條畷あんしんネット 参加対象有資格者ではない者を本システムに参加させた者は、当該事項発生時点をもって大東・四條畷あんしんネットの利用資格を失う。また、問題の有無に関わらず、大東・四條畷あんしんネットは一切の責務を負わないものとする。

(患者情報及び介護情報の取り扱い)

第10条 大東・四條畷あんしんネットには、患者の医学的情報や介護サービス利用者(以下、利用者という)の個人情報を取り扱う「患者グループ」と大東・四條畷 医療・介護連携推進事業協議会およびワーキンググループ委員同士の情報共有・交換を行う「自由グループ」があり、以下の事項に十分留意する必要がある。

(1) 大東・四條畷 医療・介護連携推進事業に係る「自由グループ」には患者や利用者の個人情報または個人の特定に繋がる可能性が高いと判断される情報について一切掲載してはならない。

(2) 大東・四條畷あんしんネット メンバーは大東・四條畷あんしんネットの「患者グループ」で得た患者の医学的情報や利用者の個人情報を「大東・四條畷 あんしんネット」メンバー以外の者に提供してはならない。なお、「患者グループ」の利用を希望する医療機関や事業所においては、大東・四條畷あんしんネット利用に係る連携守秘誓約書【様式2-1、2-2】に必要事項を記入し、一般社団法人大東・四條畷医師会事務局まで提出し本システムの適正な運用に努めるものとする。また、利用者とその家族に大東・四條畷あんしんネットにおける個人情報使用同意書【様式4 その1、その2】を求めなければならない。

(3) 医師は、患者以外への提供に問題があると自ら判断する医学的情報や、詳細で高度な医学的情報の大東・四條畷あんしんネット上での提供は慎重に行う。

(4) 大東・四條畷あんしんネットメンバーは、医師が本ネット上で提供する医学的情報や判断を独自に使用したり、他の患者や利用者に流用してはならない。

(医療行為の禁止)

第11条 医師の指示を受けた看護師を除く大東・四條畷あんしんネットメンバーは、大東・四條畷あんしんネットを利用して医療行為を行ってはならない。ただし、厚生労働省医政局長通知医師法第17条(医政発第0726005号平成17年7月26日)による医療的行為を除く。

(診療行為の禁止)

第12条 医師は大東・四條畷あんしんネットの情報のみで治療や診断などの診療行為をしてはならない。

(法令及びガイドライン)

第13条 大東・四條畷あんしんネット利用者は大東市個人情報保護条例、くすのき広域連合個人情報保護条例（四條畷市個人情報保護条例）、刑法、医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、介護保

健法、医薬品医療機器等法、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインを十分理解したうえで、本システムを利用することとする。

- (1) 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン最新版」
- (2) 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 最新版」
- (3) 一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会「医療情報連携においてSNSを利用するに気を付けるべき事項最新版」

(目的外使用の禁止)

第14条 大東・四條畷あんしんネットを第2条で定めた目的以外に使用することを禁止する。

(利用者への注意、指導)

第15条 一般社団法人 大東・四條畷医師会、大東市高齢介護室およびくすのき広域連合四條畷支所（四條畷市高齢福祉課）は、本運用規約、法令及び公序良俗に反する利用をしたと判断した利用者に対し、注意や指導を行うことができる。

(利用者の責任)

第16条 本システム利用者が患者・利用者の個人情報を外部に漏洩した場合など、また本運用規約に違反して一般社団法人 大東・四條畷医師会や大東市、四條畷市及び他の利用者やその他第三者に損害または不利益を与えた場合、当該利用者が一切の責任を負うものとする。

(大東・四條畷あんしんネット管理者の設置)

第17条 大東・四條畷あんしんネットを利用する事業所は、大東・四條畷あんしんネットの管理責任者として管理者を1名設置する。

2 大東・四條畷あんしんネット管理者の職種は第8条に規定した職種とする。

(利用申し込み)

第18条 大東・四條畷あんしんネットにおいて、「患者グループ」の利用を希望する医師にあっては、大東・四條畷あんしんネット利用申込書【様式1-1】及び大東・四條畷あんしんネット利用に係る連携守秘誓約書【様式2-1】並びに個人情報の取扱いに関する誓約書（従事者用）【様式3】、歯科医師、薬剤師にあっては、大東・四條畷あんしんネット利用に係る連携守秘誓約書【様式2-2】及び個人情報の取扱いに関する誓約書（従事者用）【様式3】また訪問看護、介護事業所にあっては大東・四條畷あんしんネッ

ト利用申込書【様式1-4】及び大東・四條畷あんしんネット利用に係る連携守 秘誓約書【様式2-2】並びに個人情報の取扱いに関する誓約書（従事者用）【様式3】に必要事項を記入し、一般社団法人 大東・四條畷医師会事務局まで提出し本システムの適正な運用に努めるものとする。

- 2 大東・四條畷あんしんネットにおいて、大東・四條畷 医療・介護連携推進協議会およびワーキンググループに係る「自由グループ」の利用を希望する事業所の管理者のうち医療機関は、大東・四條畷あんしんネット利用申込書【様式1-1】及び大東・四條畷あんしんネット利用に係る連携守秘誓約書【様式2-1】また、看護、介護事業所にあつては、大東・四條畷あんしんネット利用申込書【様式1-4】及び大東・四條畷あんしんネット利用に係る連携守秘誓約書【様式2-2】に必要事項を記入し、大東・四條畷 医療・介護連携推進協議会事務局（利用者が主に活動している市町村側）に提出し本システムを利用することができる。自由グループでは患者の個人情報を取り扱うことは禁止であることを踏まえ適切な運用に努めなければならない。
- 3 大東・四條畷あんしんネット利用希望者は、本運用規約や使用マニュアルなどを確認しておくものとする。

（資格の変更・喪失等）

第19条 利用者は、次のいずれかに該当したとき、当該事由の発生した日に利用資格を変更若しくは喪失し、喪失にあつては、当該日よりMCSの利用はできないものとする。

- (1) 利用者が所属する法人等を退職した時
- (2) 前8条に掲げる対象に該当しなくなったとき
- (3) その他一般社団法人 大東・四條畷医師会、大東市高齢介護室、くすのき広域連合四條畷支所（四條畷市高齢福祉課）が適当でないと認めるとき

（届け出の義務）

第20条 利用者は、前条各号に掲げる事由が生じたときは、速やかに登録変更・喪失届【様式5】により、大東・四條畷医師会若しくは大東市高齢介護室、くすのき広域連合四條畷支所（四條畷市高齢福祉課）に届け出なければならない。

（連携元医療機関）

第21条 患者のかかりつけ医が所属する医療機関を「連携元医療機関」とする。

（連携元医療機関の責務）

第22条 連携元医療機関は、以下の業務を行う。

- (1) 大東・四條畷あんしんネットのグループ登録及び削除管理
- (2) 大東・四條畷あんしんネットの各グループへの多職種連携参加メンバーの招待及び解除
- (3) 大東・四條畷あんしんネット ID の管理
- (4) 大東・四條畷あんしんネットへの自施設内ユーザー登録及び削除、並びにその内容の大東・四條畷あんしんネット運営医師会事務局への通知
- (5) 大東・四條畷あんしんネットに関するトラブル等発生時の、「大東・四條畷あんしんネット」医師会運営事務局への連絡

（協力事業所）

第23条 大東・四條畷 医療・介護連携推進協議会およびワーキンググループに属する医療機関や介護サービス事業所等を、「協力事業所」とする。協力事業所の ID・運営管理は、大東・四條畷 医療・介護連携推進協議会事務局が行う。

（協力事業所の責務）

第24条 協力事業所は、以下の業務を行う。

- (1) 大東・四條畷あんしんネットの参加メンバーの追加・削除にかかる、大東・四條畷 医療・介護連携推進協議会事務局への申請
- (2) 大東・四條畷あんしんネットに関するトラブル等発生時の、大東・四條畷 医療・介護連携推進協議会事務局への連絡

(事業所管理者)

第25条 「連携元医療機関(かかりつけ医)」及び「協力事業所(大東・四條畷 医療・介護連携推進協議会およびワーキンググループに属する医療機関や介護サービス事業所等)」の各事業所は、事業所管理者を設置する。「連携元医療機関」の管理者は、かかりつけ医とする。

(事業所管理者の責務)

第26条 「連携元医療機関」及び「協力事業所」の事業所管理者は、大東・四條畷あんしんネットが適正に利用されるように、以下の業務を行う。

- (1) 大東・四條畷あんしんネットの自施設での適正な利用理管、運営全般
- (2) 大東・四條畷あんしんネットで利用する IT 機器の管理
- (3) 大東・四條畷あんしんネットに関するトラブル等発生時の、大東・四條畷あんしんネット運営事務局への連絡。連携元医療機関の場合は一般社団法人 大東・四條畷医師会事務局へ、協力事業所の場合は大東・四條畷 医療・介護連携推進協議会事務局へ届け出る。

(機能管理：患者グループ)

第27条 次の各号に掲げる管理を行うものとする。

- (1) 患者タイムラインでは、一人一人の患者に関して、医療・介護を行う上で必要な患者個人情報を含む多職種間のコミュニケーションを行う。
- (2) 患者グループの作成、及び患者タイムラインの管理はかかりつけ医が行う。
- (3) 患者タイムラインに全ての患者を登録する必要はない。
- (4) 当該患者の医療・介護に関係しており、信頼関係の確立している多職種のみを参加させる。
- (5) 患者が死亡した場合は、かかりつけ医が適切な時期に患者タイムラインを保管リストへ移動する。
- (6) 患者・家族から、患者タイムラインの内容の完全削除の希望があった場合は、大東・四條畷あんしんネット医師会事務局を介して、システム運営会社に削除を依頼する。
- (7) 患者タイムラインの具体的な使い方に関しては、かかりつけ医を中心に、参加者の間で事前に取り決めをしておくことが望ましい。

(機能管理：自由グループ)

第28条 次の各号に掲げる管理を行うものとする。

- (1) 自由グループでは、情報交換・交流を行う。
- (2) 自由グループでは、患者の個人情報は扱わない。
- (3) 自由グループの管理(設置、参加者の登録・削除など)は、連携元医療機関や協力事業所の利用者が行うことができる。
- (4) 自由グループの管理者は、そのグループの趣旨・使い方などを加参者に伝える。自由グループの管理者は、運用ポリシー、法令、公序良俗に反しないようにグループを適正に管理する。
- (5) 大東・四條畷 医療・介護連携推進協議会では、協議会ははじめ7つのワーキンググループの連絡・連携の手段として自由グループを有効活用する。その場合、この自

由グループにおいては個人情報を取扱ってはならない。

(機能管理：つながり)

第29条 次の各号に掲げる管理を行うものとする。

- (1) つながりでは、利用者同士で1対1のメッセージのやりとりを行うことができる。
- (2) つながりで、患者個人情報を扱う場合は、情報漏洩に十分な配慮を行う。ただし、つながりで患者個人情報を扱うことができるのは、「患者グループ」に属している医療・介護従事者のみとする。

(機能管理：職場の情報共有)

第30条 大東・四條畷あんしんネットの使用目的は、多職種間の情報を連携するためのツールとして用いることであるので、職場の情報共有は取り扱わない。

(患者同意)

第31条 連携元医療機関(かかりつけ医)は、大東・四條畷あんしんネットで情報共有を行うにあたって、患者もしくはその家族と大東・四條畷あんしんネットにおける個人情報使用同意書【様式4 その2】を交わし双方が所持する。

(スタッフ誓約書と教育)

第32条 連携元医療機関(かかりつけ医)及び協力事業所管理者は、大東・四條畷あんしんネットを利用する各自の事業所従事者との間で守秘義務に関する誓約書を交わすとともに、大東・四條畷あんしんネット管理者及び多職種連携参加メンバーに対して定期的に教育を行わねばならない。

従事者誓約書の記載内容のポイントは以下のとおりである。(個人情報の取扱いに関する誓約書(従事者用)は【様式3】)

- (1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報を許可なく漏えいしてはならない。
- (2) 退職後も、知り得た情報を漏えいしない。
- (3) IT機器について、適切な取扱い及び管理を行う。
- (4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- (5) 患者その他の第三者のプライバシーその他の権利を侵害するような行為を一切しない。

(ID・パスワードの管理)

第33条 大東・四條畷あんしんネットのID及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー一人が管理し共有しない。
- (2) 一つのIDを複数人で共有しない。
- (3) パスワードは、英数混合8ケタ以上とし、定期的に必ず変更する。
- (4) 利用が終わったら必ずログアウトする。
- (5) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- (6) スマホ、タブレットやパソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかける。

(IT機器のセキュリティ対策)

第34条 IT機器のセキュリティ対策については、以下の事項により管理することを推奨・検討する。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワード(英数混合8文字以上)を設定すること。設定にあたっては推定しやすいパスワードを避け、定期的にパスワードを変更すること。
- (2) 情報機器には、例えばファイル交換ソフト(Winny等)をインストールしないこと。
- (3) 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。

- (4) ブラウザはIDやパスワードを記憶する設定にしないこと。
- (5) MCS の操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロード、コピーやスクリーンショットの取得を行わないこと。
- (6) リモートワイプサービスを利用することを検討。
- (7) 緊急回線停止サービスを利用することを検討。
- (8) 端末管理・利用者管理 (MDM) サービスを利用することを検討。
- (9) 情報及び情報機器を持ち出す場合には、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間等を書式でMCS管理者に届け出て、承認を得ること。
- (10) ユーザー個人所有の端末を業務で使用する場合には、事業所ごとの判断で紛失時等の情報漏洩リスクを考慮し、同様の運用を行うものとする。

(内容の二次利用の原則禁止)

第35条 大東・四條畷あんしんネットの内容(テキスト、画像、各種ファイル等)の二次利用(利用端末にダウンロードする、コピーする、印刷するなど)は原則として禁止する。ただし、患者、利用者の地域包括ケアのために直接利用する(大東・四條畷あんしんネットの内容を診療、看護、介護記録に残す、事業所の他の従事者に伝える、患者、家族への説明に使う)などの目的の場合は、その内容の提供者が許可すれば二次利用しても良い。その場合でも他の事業所からの情報提供書などの文書などの内容は、二次利用を禁止する。事前に参加者の間で、二次利用に関する取り決めをしておくことが望ましい。

- 2 大東・四條畷あんしんネットの内容を、患者、利用者の地域包括ケアに直接関係しない目的(勉強会、学会発表など)で使用する場合は、患者グループの登録者及び内容提供者の許可を得た上で、患者、利用者や内容提供者の個人情報漏洩しないように、抜粋や加工を行うなど十分な配慮を行う

(掲載内容の配慮)

第36条 患者、利用者、又は家族の身体や家屋などを撮影する場合は、その都度、同意を得るものとする。

- 2 他の施設から提供された情報提供書などの文書は、必要な部分のみを掲載する。その文書の提供元である施設が、大東・四條畷あんしんネットへの文書の掲載を許可しない方針である場合は、それに従う。

(災害時連絡手段としての活用)

第37条 災害時には、人命尊重の立場に立ち大東・四條畷あんしんネットを災害時連絡手段として利用することを許可する。

(その他)

第38条 その他、本運用規約で規定していない事項がある場合は、一般社団法人 大東・四條畷医師会、大東市高齢介護室およびくすのき広域連合四條畷支所(四條畷市高齢福祉課)で協議する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和元年7月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際、現に改正前の大東・四條畷あんしんネット運用規約(以下「旧規

約」という。)の別紙様式 1 の規定により提出された大東・四條畷あんしんネット利用申込書(以下「旧利用申込書」という。)は、改正後の大東・四條畷あんしんネット運用規約(以下「新規約」という。)の様式 1-1 の規定により提出された大東・四條畷あんしんネット利用申込書(以下「新利用申込書」という。)とみなす。

- 3 この規約の施行の際、現に改正前の旧規約の別紙様式 2 の規定により提出された大東・四條畷あんしんネット利用に係る連携守秘誓約書(以下「旧誓約書」という。)は、改正後の新規約の様式 2-1 の規定により提出された大東・四條畷あんしんネット利用に係る連携守秘誓約書(以下「新誓約書」という。)とみなす。
- 4 この規約の施行の際、現に改正前の旧規約の別紙様式 3 の規定により提出された旧利用申込書は、改正後の新規約の様式 1-4 の規定により提出された新利用申込書とみなす。
- 5 この規約の施行の際、現に改正前の旧規約の別紙様式 4 の規定により提出された旧誓約書は、改正後の新規約の様式 2-2 の規定により提出された新誓約書とみなす。